

令和5年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和5年5月8日（開会）

令和5年5月8日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 1 回 臨 時 会 議 録 目 次

第 1 号（5 月 8 日）（月曜日）

1. 事務局長の臨時議長紹介	3
1. 市長あいさつ	3
1. 執行部紹介	3
1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 仮議席の指定	4
1. 議長の選挙について	5
1. 新任議長あいさつ	8
1. 議席の指定について	8
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 会期の決定	9
1. 副議長の選挙について	9
1. 新任副議長あいさつ	1 1
1. 各常任委員及び議会運営委員の選任について	1 1
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告	1 2
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	1 2
1. 報告第 2 号～報告第 6 号 一括上程	1 3
報告、質疑、表決	
1. 議案第 32 号 上程	2 1
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 33 号 上程	2 2
説明、質疑、表決	
1. 閉 会	2 2

令和5年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	・	8	月	本会議		開会、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、各常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、議案等上程（説明、質疑、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市一般会計補正予算（第10号））
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号））
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度垂水市一般会計補正予算（第1号））
- 議案第32号 垂水市固定資産評価員の選任について
- 議案第33号 垂水市監査委員の選任について

令和 5 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 5 年 5 月 8 日

本会議第1号（5月8日）（月曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	森秀和
企画政策課参事	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		次長兼消防署長	市来幸三
事務局長		教育長	坂元裕人
保健課長	永田正一	教育総務課長	堀留豊
福祉課長	森永公洋	学校教育課長	川崎史明
水産商工	松尾智信	社会教育課長	大山昭
観光課長		国体推進課長	米田昭嗣
生活環境課長	有馬孝一		

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

令和5年5月8日午前10時開会

△事務局長の臨時議長紹介

○事務局長（橋 圭一郎） 皆さん、おはようございます。

今回の議会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、北方貞明議員が最年長議員でございますので、御紹介申し上げます。北方議員、議長席へお願いします。

[北方貞明議員、議長席に着席]

○臨時議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をいただきました北方貞明です。議長の選出が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

△市長あいさつ

○臨時議長（北方貞明） ここで、市長からあいさつのための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

垂水市議会議員一般選挙後、最初の市議会となります令和5年第1回臨時会に当たり、お許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

このたび、多くの市民の負託を得られ、垂水市議会議員に御当選をされました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

本日の臨時会では、正副議長をはじめ、各常任委員会及び議会運営委員会など、今後の議会運営の基本的な構成が決定されることと思います。

本市におきましては、安心・安全で、住んでよかったと思えるまちづくりに加えまして、市民の皆様と共に市民の笑顔を増やす元気な垂水づくりについて、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

垂水の未来が明るくなるような施策を着実に、丁寧に進めるために、執行部一同、心一つにして全力を傾注してまいりたいと思っております。

二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、新しい議会のスタートに当たり、くれぐれも健康に御留意の上、市政運営に対しまして、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

△執行部紹介

○臨時議長（北方貞明） 次に、今回の選挙によりまして、私を含めて議員各位には、市民の選良として議席を得られました。本日は一般選挙後、初めての議会でございますので、改めて理事者の皆さんの紹介をお願いしたいと思います。

それでは、教育長から、よろしくお願いいたします。

○教育長（坂元裕人） 教育長の坂元でございます。令和5年度がスタートし、アフターコロナを迎えつつあります。今年は何と云っても国民体育大会の年、この大きな国家的イベントを成功に導くために、国体推進課を中心に、教育委員会4つの課、そして市全体で成功に導きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課参事（二川隆志） 企画政策課参事の二川でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（濱 久志） 総務課長の濱でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（園田 保） 財政課長の園田でござ

ございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（草野浩一） おはようございます。4月1日付で企画政策課長を拝命いたしました草野浩一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（森永公洋） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長の森永でございます。よろしくお願いいたします。

○水産商工観光課長（松尾智信） おはようございます。水産商工観光課長の松尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健課長（永田正一） おはようございます。保健課長の永田正一と申します。よろしくお願いいたします。

○土木課長（東 弘幸） 土木課長の東でございます。よろしくお願いいたします。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。農林課長兼農業委員会事務局長の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（福元美子） 4月1日付で監査事務局長を拝命いたしました福元美子と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（堀留 豊） おはようございます。4月1日付で教育委員会教育総務課長兼学校給食センター所長を務めることになりました堀留です。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（川崎史明） おはようございます。学校教育課長の川崎史明でございます。今回の異動で、鹿屋市立寿北小学校から参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（大山 昭） 社会教育課長兼図書館長兼文化会館長兼運動公園長の大山です。よろしくお願いいたします。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。国体推進課長の米田でございます。先ほど教育長からもお話がありましたが、本年、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が開催されます。この国体に向けて、全員で成功

に向けて頑張っていきたいと思っております。議員の皆様も、今後ともまた御支援、御協力、よろしくお願いいたします。

○税務課長（福島哲朗） おはようございます。税務課長の福島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民課長（岡山洋恵） 市民課長の岡山でございます。新城支所長と牛根支所長を兼務しております。併せて、選挙管理委員会事務局長を併任しております。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（有馬孝一） おはようございます。4月1日付で生活環境課長を拝命いたしました有馬孝一です。よろしくお願いいたします。

○水道課長（岩元伸二） おはようございます。水道課長を拝命いたしました岩元伸二でございます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（港 耕作） おはようございます。会計課長兼会計管理者を拝命いたしました港です。よろしくお願いいたします。

○消防長（田中昭弘） おはようございます。4月1日付で消防長を拝命いたしました田中です。よろしくお願いいたします。

○次長兼消防署長（市来幸三） おはようございます。このたび消防本部次長兼警防課長、消防署消防署長を拝命いたしました市来幸三です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（北方貞明） 自己紹介、ありがとうございました。

△開 会

○臨時議長（北方貞明） ただいまから、令和5年第1回垂水市議会臨時議会を開催いたします。

△開 議

○臨時議長（北方貞明） それでは、本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（北方貞明） この際、議事の進行

上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席議席といたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議長の選挙について

○臨時議長（北方貞明） 日程第1、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついては、議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合は、議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○臨時議長（北方貞明） 着席してください。

議長の選挙は堀内貴志議員、感王寺耕造議員の2名の志願がありました。

最初に、堀内貴志議員から演壇で所信を述べていただきます。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

先日5日の日にWHOにおいて、3年3か月続いたコロナ緊急事態の終了を告げる宣言がされましたが、我が国日本においても、いよいよ本日8日から、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを5類に移行するということになりました。

我が自治体においても、引き続き感染症への警戒もしながら、低迷していた観光振興、交流人口の増加、経済の再生などなど、様々な取組をギアをアップして進めなければならないのではないのでしょうか。

さて、議会においては、改選後、新体制での初めての本会議となりました。私は、平成23年

4月の市会議員選挙で初当選させていただきまして、それから3期12年の経験を積ませていただき、今回4期目に当選をさせていただきました。まずは、当選させていただいた市民の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

私は、これまで、副議長、総務文教委員会委員長、国道整備促進特別委員会委員長、垂水市監査委員、また大隅肝属広域事務組合の監査委員などを歴任させていただき、さらに今回は議長選立候補の機会を与えていただきましたことに対しまして、同志の議員の皆様、そしてこれまで支えていただいた執行部職員の皆様方に、この場をお借りして厚く厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

私は、今回、強い信念を持って議長の職務をさせていただきたく、立候補する決意をいたしました。我々議員は、皆様御存じのとおり、二元代表制の下、首長と同等に市民の直接選挙によって選ばれた者であり、それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。そして、地方自治体の中では、首長は予算案の提出権や執行権などをもち、議会は監視機能や議決権など、チェック機関としての役割を果たすことが重要であります。

様々な市政の課題に対する意向を的確に把握し、議員間の闊達な議論を通じ、議員自ら創意工夫を積み重ね、議会改革ということを常に念頭に置きながら、昨年よりも今年、今年よりも来年に向けて、よりよい方向へ進化することも重要であります。そのために何をすべきか、議長にはそのリーダーとしての素質が問われているものと思っております。

まず、私が取り組んでみたいのは、議会のICT化であります。これまで一般質問等の内容についてはライブ配信のみだったものが、録画配信もされることになりました。きっとこの状況も、ライブや録画で傍聴する方々も多くいらっしゃるものと思います。

議会のICT化を進めることで執行部との連絡調整が充実し、また災害発生時等の議員間での情報共有や、さらには市民の多様な意見の集約にもつなげることが可能になります。

また、これまで垂水市議会として唯一の情報発信源は、年4回発行する議会だよりのみでしたが、これに併せてネット上での配信をすることでタイムリーな情報配信が可能となり、そのことで議会として市民の信頼と理解を得る情報源の発信にもつながるものと思っております。

現在、市内の小中学校ではGIGAスクールも始まっています。我々議会も児童生徒に乗り遅れることなく、GIGA議会を進めるときに来ているのではないのでしょうか。

また、小中高校生に対する模擬議会を開催することにより、子供たちにも市政に興味を持ってもらう取組も検討していきたいと考えております。

さらに、市外においては、議長として各種の議長会への出席があります。私は、垂水市発展のために、垂水市が取り組まなければならない課題について、議長会等への進言も必要になってくるのではないかと考えております。

例えば、錦江湾横断道路の実施路線化への要望、この道路は、垂水市の未来を明るくする大きな光であり、いよいよ現実味を帯びてきたと思っております。2年前に、鹿児島県は、かごしま新広域道路交通計画、鹿児島県広域道路ネットワーク路線の中で、将来造る道路、いわゆる構想路線として位置づけをいたしました。あとは、いつ事業化するかというところまで来ております。これについては、市長は市長会の中で、議長は議長会の中で、要望事項の中に組み込むことが必要ではないかというふうに思っております。

そのほかには、学校給食費の無料化についての取組、医療費の窓口負担ゼロへの取組、様々な課題に対して、議長の立場で議長会等への中

で明確にしていくことが必要ではないかと思っておりますので、その点についてもしっかりと取組をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、常に市民の期待に応える議員でありたいと思い、活動を続けていきたい。そして、議長として、議員相互の調和と調整を図りながら、そして議員各位の協力を得ながら、市民の期待に応える議会として全力で取り組むことをお誓い申し上げて所信といたします。どうか議員各位の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（北方貞明） 次に、感王寺耕造議員、お願いいたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

私は、御承知のとおり、4期16年間、議員を務めさせていただいております。この間、先輩議員と共に議会改革も進められてきました。定数の削減、また、議会報告会の開催、申合せ事項の見直しなど、取り組んできたつもりであります。しかし、今、地方政治が問われています。まず、議員の成り手がいない。今回の地方選では、垂水市はたまたま4名の新人の方が出ただき、また2名の方が見事御当選されました。喜ばしいことだと思っております。しかしながら、日本全国どこの市町村議会、県議会を見ても成り手がいない、そういった問題があるのも事実です。

私は、やはりこの問題については、同僚議員の皆さんときちっと議論し、通年議会であるとか、夜間議会であるとか、また、議員の資格要件の緩和、こういったものに真摯に向き合わなければ、立候補の成り手がいない、そういった事態になりかねない、また、議会自体が市民から信頼されない存在になる、そういった危惧を感じております。そういったことで、こういう問題に取り組んでまいります。

また、皆さんも御承知のとおり、議会の一番の問題は、一番力を入れなければならない問題は、チェック機能の強化であります。きちっと慎重審議し、執行部の予算執行が正しいのか、それとも否なのか、この辺の議論を深めるような仕組み、そういった部分が必要だと思っております。

また同時に、私たち議員も、執行部に対しまして政策提言を行っていく、こういった重要な問題があります。

コロナ禍で、確かに、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、調査の部分で勉強会は行いませんでした。しかしながら、きちっと皆様と共に勉強していき、きちっと政策提言をしていく、議会を変えていく、こういったことが重要かと思っております。

また、私は、この2年間、副議長として務めてまいりました。また、庁舎整備特別検討委員会、契約保証金検査特別委員会、こういった部分の委員長を務めてまいりました。同僚議員の皆様の声を最大限お聞きし、きちっと執行部に対しての提言書を提出できたと、その点については、私は自負を持っております。

私は、常日頃、議会の良心でありたいと思っております。議論を深め、きちっと審議し、きちっと執行部に物を言っていく、こういった部分が我々議員、また、議長には求められると思っております。どうか同僚議員の皆様、私の真意をきちっとお受け止めいただき、御支援いただければ幸いです。

これをもちまして、私の議長職出馬のごあいさつをさせていただきます。どうか御同意よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（北方貞明） 以上で、議長の職を志願された方の所信表明は終わりました。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

[議場閉鎖]

○臨時議長（北方貞明） ただいまの出席議員は、14名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（北方貞明） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○臨時議長（北方貞明） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

1番	高橋理枝子	議員
2番	宮迫隆憲	議員
3番	前田隆	議員
4番	新原勇	議員
5番	池田みすず	議員
6番	梅木勇	議員
7番	堀内貴志	議員
8番	川越信男	議員
9番	篠原静則	議員
10番	感王寺耕造	議員
11番	持留良一	議員
12番	北方貞明	議員
13番	池山節夫	議員
14番	川畑三郎	議員

○臨時議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。
議場の出入口を開いてください。

[議場開鎖]

○臨時議長（北方貞明） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員を指名いたします。

ただいま指名された3名は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○臨時議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 1票

有効投票総数のうち

堀内貴志議員 7票

感王寺耕造議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、堀内貴志議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました堀内貴志議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○臨時議長（北方貞明） 堀内貴志議員の議長のあいさつを許可いたします。

[議長堀内貴志議員登壇]

○議長（堀内貴志） 皆様、ありがとうございます。すごい、気持ちがいっぱいあります。先ほども所信表明させていただきましたとおり、しっかりと取組をさせていただきたい。特に、この議員同士の連携、しっかりとやりながら、調整を図り、そして議員各位の意見も聞きなが

ら、議員として提案できることはしっかりと提案する。そうした取組でやっていきたいと思っておりますので、どうか皆様の御協力をよろしく願います。本日は本当にありがとうございます。一生懸命やらさせていただきます。（拍手）

○臨時議長（北方貞明） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議員各位の御協力を得まして、無事、臨時議長の職務を務めさせていただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、堀内貴志議長、議長席に御着席お願いいたします。

[堀内貴志議長、議長席に着席]

○議長（堀内貴志） 感動のあまり、言葉も出ませんけれども、ただいま議長席に着きました。どうか皆様方の今後の御協力をよろしく願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

△議席の指定について

○議長（堀内貴志） 日程第2、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、御着席のとおりです。

1番 高橋理枝子 議員

2番 宮迫隆憲 議員

3番 前田隆 議員

4番 新原勇 議員

5番 池田みすず 議員

6番 梅木勇 議員

7番 堀内貴志 議員

- 8番 川越信男議員
- 9番 篠原静則議員
- 10番 感王寺耕造議員
- 11番 持留良一議員
- 12番 北方貞明議員
- 13番 池山節夫議員
- 14番 川畑三郎議員

ただいまのとおり、議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（堀内貴志） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高橋理枝子議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（堀内貴志） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期を1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたします。

△副議長の選挙について

○議長（堀内貴志） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついては、副議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合には、議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず副議長の職を志願される方の起立を求めます。

〔志願者起立〕

○議長（堀内貴志） 着座してください。

副議長の選挙に、6番梅木勇議員、12番北方貞明議員の2名の志願される方がありました。

最初に、6番梅木勇議員から、演壇にて所信を述べていただきます。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 このたび副議長選挙に立候補いたしました梅木勇でございます。今回、3期目の当選をさせていただきました。御支持いただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

副議長選挙に当たり、私の所信を述べさせていただきます。

私は、これまで2期8年間、議員の役目として、住みよい、暮らしやすい安全な地域づくりや市民の皆様の福祉が向上するよう、市民の声を市政に届け、その実現に向けて活動を行い、また行政をチェックし、執行部の提案された議題に慎重に検討・審査し、是々非々の判断を行ってまいりました。

さらに、垂水市の発展、未来のため変化していく社会情勢を踏まえ、施策の改善・拡充、新たな施策の提言も行ってまいりました。

3期目に入り、ただいま申し上げました私の姿勢に変わりはなく、これからも精進してまいります。

垂水市議会基本条例の冒頭、附則の一部に、垂水市議会議員は常に市民と共に歩き、行動し、政策能力を高めることによって、市民に信頼される開かれた議会をつくることを誓い、市長との健全な緊張関係を構築することにより、真の議会制民主主義の発展に寄与、貢献することを決意するものであるとうたわれています。この基本条例を遵守し、行動することが肝要であると認識しています。

市民に信頼される開かれた議会の運営に、議長を補佐し、副議長の職務に努めてまいりたいと決意しております。議員皆様の御理解、御支援、御支持を心からよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） 次に、12番北方議員、お

願いいたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、改めましておはようございます。今回の改選で再選され当選回数を重ねてこられました方、また、新しく議席を獲得された方2名、心からお喜び申し上げます。

これからの4年間、垂水市の議会議員として14名の議員で一緒になって垂水市の福祉向上、垂水市の発展のため、力を合わせて努力していくことが大事と思っております。よろしく願いいたします。

議会はチェック機関として議決権を持っています。十分に議論を尽くすことが議会議員の使命であると思っております。垂水市の人口は1万3,000を切った現在、小さなまちで与党野党という争いは市民は望んでいません。個人個人が是々非々でしっかりと議会活動ができるよう、議長を中心に垂水市議会が発展していくよう副議長に立候補いたしました。どうか皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(堀内貴志) 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長(堀内貴志) ただいまの出席議員は、14名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長(堀内貴志) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長(堀内貴志) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋理枝子 | 議員 |
| 2番 | 宮迫隆憲 | 議員 |
| 3番 | 前田隆 | 議員 |
| 4番 | 新原勇 | 議員 |
| 5番 | 池田みすず | 議員 |
| 6番 | 梅木勇 | 議員 |
| 7番 | 堀内貴志 | 議員 |
| 8番 | 川越信男 | 議員 |
| 9番 | 篠原静則 | 議員 |
| 10番 | 感王寺耕造 | 議員 |
| 11番 | 持留良一 | 議員 |
| 12番 | 北方貞明 | 議員 |
| 13番 | 池山節夫 | 議員 |
| 14番 | 川畑三郎 | 議員 |

○議長(堀内貴志) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長(堀内貴志) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの3名の方、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員を指名いたします。

ただいま指名された3名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(堀内貴志) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 14票
無効投票数 0票
有効投票総数のうち
梅木勇議員 7票
北方貞明議員 7票

得票数が同数のため、くじで決定いたします。
すなわち、梅木議員と北方議員の得票が同数であり、しかも、その得票数は、法定得票数4票を超えております。

したがって、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当事者はくじで定めることになりました。

くじの手續について申し上げます。

くじは2回に分けて行います。1回目は、くじを引く順位を決めるためのもので、2回目は、くじを引く順序に基づいて、当選人を決定するためのものであります。

まず、くじを引く順位を決めるくじを行います。

なお、このくじで1番を引いた方が、この後に行います当選人を決定するくじで先にくじを引いていただきます。また、2回目の当選人を定めるくじは1番を引いた方が当選人となります。最後に、くじの数ですが、2本といたします。

以上、御了承申し上げます。

梅木勇議員と北方貞明議員は、登壇をお願いいたします。

[梅木 勇議員、北方貞明議員登壇]

○議長（堀内貴志） 立会人に先ほどの3名の方、高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員を指名いたします。よって、3名の立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

それでは、議席番号の若い方からくじを引いてください。議席番号の若い方から。1番。

[くじ引き]

○議長（堀内貴志） くじを引く順序を決定しましたので、報告します。

まず初めに梅木議員、次に北方議員、以上のとおりです。

それでは、梅木議員からくじをお引き願います。

[くじ引き]

○議長（堀内貴志） 次に、北方議員、くじをお引き願います。

[くじ引き]

○議長（堀内貴志） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、北方貞明議員が副議長に当選をされました。

△新任副議長あいさつ

○議長（堀内貴志） 北方議員の副議長のあいさつを許可いたします。

[副議長北方貞明登壇]

○副議長（北方貞明） 投票の結果は、くじということでしたけども、一応、副議長の席に着きました。皆さんの御協力、これからもよろしく願いいたします。

先ほども言いましたように、副議長として、議会として、我々はチェック機能を十分果たさなくてはいけないと思っておりますので、これは議長共々、この件は十分に議会のために尽くしていきたいと思っておりますから、どうか今後ともよろしく願います。（拍手）

△各常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（堀内貴志） それでは、日程第6、常任委員の選任について及び日程第7、議会運営委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで、暫時休憩いたしますので、各議員におかれましては、各委員の選任をお願いいたします。

議員の方は、全員協議会室へお集まりくださ

い。

午前11時1分休憩

午前11時30分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川畑三郎議員、池山節夫議員、北方貞明議員、持留良一議員、それと私、堀内貴志、梅木勇議員、高橋理枝子議員、以上7名を総務文教常任委員に、

感王寺耕造議員、篠原静則議員、川越信男議員、池田みすず議員、新原勇議員、前田隆議員、宮迫隆憲議員、以上7名を産業厚生常任委員に、

川畑三郎議員、池山節夫議員、篠原静則議員、梅木勇議員、池田みすず議員、前田隆議員、以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員及び議会運営委員の方々、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時33分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（堀内貴志） 各常任委員会及び議会運

営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせをいたします。

総務文教委員長池山節夫議員、副委員長北方貞明議員、

産業厚生委員長新原勇議員、副委員長川越信男議員、

議会運営委員長川畑三郎議員、副委員長梅木勇議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀内貴志） 日程第8、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定いたしました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、梅木勇議員及び前田隆議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました梅木勇議員及び前田隆議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました梅木勇議員及び前田隆議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました梅木勇議員及び前田隆議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△報告第2号～報告第6号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第9、報告第2号から日程第13、報告第6号までの報告5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市一般会計補正予算（第10号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度垂水市一般会計補正予算（第1号））

○議長（堀内貴志） 報告を求めます。

○財政課長（園田 保） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

特別交付税等の確定に伴い、令和4年度内に行う各基金への積立て及び老人保健施設特別会

計への繰出金の執行に急施を要しましたので、令和5年3月31日に令和4年度垂水市一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の歳入歳出とも3億994万5,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は133億8,017万6,000円となります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

繰越明許にも補正がありましたので、4ページの第2表繰越明許費の補正をご覧ください。

追加の内容でございますが、8款土木費2項道路橋梁費の市道元垂水原田線道路改良工事は、2月末までの工事完了を予定しておりましたが、舗装業者との調整等に時間を要し、また、事務処理を含め年度内に完了が困難となったことから繰越しを行うものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の水産施設現年発生補助災害復旧費は、令和4年9月18日の台風14号により被災した牛根境地区及び中磯地区の養殖用係留施設の災害復旧費について、昨年12月26日に災害査定を受けましたが、年度内の完了が困難なため繰越しを行うものでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第3表地方債の補正をご覧ください。

変更内容でございますが、現年発生補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の災害復旧事業債につきましては、事業費の確定に伴う限度額の組替えでございます。

続きまして、事項別明細を御説明いたします。

9ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の

積立金は、財政調整基金及び市有施設整備基金積立金でございます。

3款民生費1項社会福祉費13目介護老人保健施設費の繰出金は、老人保健施設特別会計において令和4年度の資金不足を解消するため、特別減収対策企業債を発行する計画で事務手続を行ってまいりましたが、次年度以降の償還金や利息負担を考慮した結果、一般会計から繰出しを行ったほうが早期に経営健全化を図ることができるかと判断しましたことから、繰出しを行ったものでございます。

6款農林水産業費1項農業費9目畜産業費の時間外勤務手当は、令和5年2月に発生いたしました鳥インフルエンザ対応に伴うものでございます。これらに対する歳入は、戻りまして8ページの歳入明細にありますとおり、地方消費税交付金、地方交付税を増額補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○保健課長（永田正一） 報告第3号専決処分承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和4年度垂水市老人保健施設特別会計において予算編成に急を要しましたことから、令和5年3月31日に令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

予算編成に急を要しました理由でございますが、令和5年3月2日の令和5年第1回市議会定例会において、資金不足を解消するため第1号補正予算にて特別減収対策企業債を発行する予定としておりましたけれども、その後、本市に対する特別交付税の交付額が確定するなど、一般会計における令和4年度の収支の見通しが立ったことに伴い、資金不足の解消策について

関係課で改めて協議を行いました結果、先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおり、起債の借入れを行うより、一般会計からの繰入れを行ったほうが、本特別会計の経営健全化を早期に図ることが可能であると判断したため、一般会計からの繰入れを行うための財源更正補正予算を行ったところでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、財源更正を行うものでございますので、第1条におきましては、歳入歳出予算総額の増減はなく、歳入歳出予算額は6億5,290万1,000円のままでございます。

3ページでございますが、第2表におきまして地方債の変更を行っております。

次に、5ページをお開きください。歳入の事項別明細により御説明申し上げます。

1款療養費収入1項療養費収入1目施設療養費収入は、令和4年度の決算見込みにより減額をしたものでございます。

次に、6款繰入金2項一般会計繰入金1目一般会計繰入金は、療養費収入を減額した分と特別減収対策企業債を減額した分を増額したものでございます。

8款市債1項市債1目老人保健施設事業債は、特別減収対策企業債を減額したものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○市民課長（岡山洋恵） 報告第4号専決処分承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、令和5年度の国民健康保険税の賦課に急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、

令和5年3月31日に専決処分し、4月1日から施行いたしました。このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。下線を引いたところが改正部分でございます。

第2条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の上限を「20万円」から「22万円」へ引き上げております。

第23条第1項は、低所得世帯に適用される国税の減額後の賦課限度額について、第2条と同様に、後期高齢者支援金等分の上限を「20万円」から「22万円」へ引き上げるものです。

第23条第1項第2号は、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を「28万5,000円」から「29万円」に引き上げ、同項第3号は、2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を「52万円」から「53万5,000円」にするもので、これらの改正により国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

そのほか、第23条の2、第24条の2第2項及び附則の改正は、規定の適正化のために改正したものでございます。

次に、条例案の最後のほうの附則をご覧ください。

附則第1項は、この条例を令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の規定の適用区分を定めるものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○税務課長（福島哲朗） 報告第5号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

令和5年度税制改正の大綱を受け、地方税法

等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることになりました。

これを受けて、令和5年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、令和5年度の地方税制の法律改正に伴う規定の新設や削除、項ずれの反映及び適用期限の延長に伴う改正が主な内容でございます。

なお、ほかの改正につきましては、施行日が令和5年7月1日以降であることから、第2回定例会への上程を予定しております。

説明につきましては、お手元の新旧対照表により主な改正につきまして御説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 ページの第46条から3ページの第101条第1項までは、給与所得に係る特別徴収税、法人市民税、たばこ税に係る納付等に際し、納税環境整備の電子化に伴い、納税者がインターネットを通じて24時間いつでも納付できる納付書等の様式を追加するものでございます。

3ページの附則第8条につきましては、法律の改正に合わせて適用期限を3年間延長するものでございます。

同じく3ページの附則第10条の2第3項から5ページの第26項までは、法律改正に伴う項ずれの反映を行っております。

5ページの第27項は、法律改正に合わせて改正前の規定を削除し、新たに大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額

のわがまち特例の割合を定める規定を設けるものでございます。

附則第10条の3第12項は、先ほどの附則第10条の2第27項の大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額を受ける際の申告すべき内容を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

改正前の附則第15条の2、軽自動車の環境性能割の非課税及び第15条の6第3項、軽自動車の環境性能割の税率の特例につきましては、ともに法律改正に合わせて削除するものでございます。

附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例、いわゆるグリーン化特例でございますが、法律の改正に合わせて改正前の第3項から第6項までを削除するものでございます。

また、改正後の第2項から第4項につきましては、それぞれの軽減対象となる車の排出ガス性能及び燃費性能ごとに、法律の改正に合わせて適用期限を第2項及び第3項につきましては3年間、また第4項につきましては2年間それぞれ延長するとともに、第3項及び第4項につきましては、それぞれ軽減後の税額を示しております。

9ページから10ページの附則第17条の2の第1項及び第2項につきましては、法律の改正に合わせて適用期限をそれぞれ3年間延長するものでございます。

そのほかの改正につきましては、法律改正に伴う文言及び条例の項ずれの改正でございます。

以上で、垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてはの報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○**財政課長（園田 保）** それでは、報告第6号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

国の子育て世帯生活支援特別給付金に係る支

給要領が、令和5年4月10日付で発出され、5月末までに支給するよう示されていることから、事業の執行に急施を要しましたので、令和5年4月20日に、令和5年度垂水市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1,933万6,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は113億6,133万6,000円になります。

補正後の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細を御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うものでございます。

これらに対する歳入は、戻りまして、6ページの歳入明細にありますとおり、全額国庫補助金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（堀内貴志）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○**前田 隆議員** まず1点目は、報告第2号の補正予算の中の財産管理積立金について伺います。

財政調整基金に1億5,000万円、市有施設整備基金に5,941万円、特別交付税等から積立てられるのですが、令和4年度年度末の最終残高をそれぞれ教えてください。また、その資

金の趣旨・目的からして、その残高のレベルが適正なのか、今後さらにまた積立てていく必要があるのか、その辺の考えも教えてください。

もう1点目は、報告第4号垂水市国民健康保険税条例の一部改正、これについて伺います。

後期高齢者支援分に2万円上限をアップしたということで、これからいくと高所得者の部分に影響を受けるということなんですが、本市においては、その対象となる高額所得の件数はどれぐらいかと、それによる増収額はどれぐらい見込みますか、それを教えてください。

○財政課長（園田 保） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、財政調整基金でございます。

令和4年度末の残高が17億2,988万6,000円、それから市有施設整備基金のほうは4年度末で21億1,869万円になっております。

財政調整基金の積立てのこの金額の妥当性というところでございますが、今回、5年度の当初予算におきましては、骨格予算ということで、今後の6月議会等で肉づけをしたいと考えておりますが、4年前のこの骨格予算、それから肉づけに関しまして、当時の金額で置き換えますと、約1億5,000万円ほどの基金取崩しが必要ではないかというふうに予想されているところでございます。

よって、6月の第2号補正になるかと思いますが、これで肉づけ予算を掲げた後に、基準としております、約15億円程度の基金が残った形で、それ以降の補正対応に対応できるのではないかという考えで、この金額を基金に充てたところでございます。

それから、市有施設整備基金のほうは、残りというわけではないんですが、今年度、今、設計をしております耐震補強工事、これに対しての財源として有利な起債とか補助とかもあって、それに一般会計を組み入れる部分、ここに関しても十分充てることを想定しながら、今回、基

金を積み上げたところでございます。

以上でございます。

○市民課長（岡山洋恵） 限度額引上げによる影響についてお答えいたします。

令和5年度の国保税の課税は、7月1日に確定しますことから、令和4年度の賦課算定時における被保険者情報の試算でお答えいたします。

後期高齢者支援金分につきましては2万円の増となり、20万円から22万円となります。国保の全世帯2,476世帯中、増額となる世帯数は16世帯で、割合で申しますと0.65%、金額で申しますと28万9,000円になるようでございます。

以上です。

○議長（堀内貴志） いいですか。

○前田 隆議員 財政調整基金とかその市有基金については、今後、予算計上されたあたりでまた質疑したいと思います。どうもありがとうございました。

国民健康保険のほうは分かりました。わかり少ないということですね、本市は、それも分かりました。ありがとうございます。

○議長（堀内貴志） いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、補正予算（第10号）です、一般会計です。

歳出の部分ですけども、6款農林水産業費の中、1項農業費、また9目畜産費ということで、鳥インフルエンザの石灰配布、また消毒スポットでの消毒ということで、特に消毒スポットの消毒は、職員の皆さん24時間体制で頑張っていたいただいて感謝申し上げます。ただ、この部分でちょっと気になることがありまして、1点目は、消毒スポットの問題ですよ。この部分きちっと安心・安全を担保できるのかという部分が1点、どこだったのかということ。2点目は、建設業組合等々も、この有事の、何ですか、工程の、何というかな、法定伝染病ですね、法定伝染病が発生したとき、建設業組合などと包

括協定を組んでいるはずなんですよ。そこの部分が、包括協定組んで、きちっとお手伝いいただけなのかという部分の確認が1点。実際、職員の方も24時間交代交代で消毒したわけですけども、そのときの問題点とか、やっぱり相手さんがあるわけですよ。一般車両も含めて、特に、市道の部分だったんでしょうけども、その点について問題点がなかったのか、その3点確認させてください。

○農林課長（森 秀和） 感王寺議員の御質問にお答えします。

先ほど財政課長からもありましたとおり、2市4町で構成する管内で鳥インフルエンザが発生しております。肝属地区家畜防疫伝染病対策協議会で協議を行い、肝属町グリーンロード、それと大隅高隈ダムの2か所を選定し、構成員で消毒を開始しております。

本市におきましては、肝属のグリーンロード、消毒ポイントを受け持ち、2月8日から2月24日まで、延べ51名を派遣しております。

そのうち、議員からもありましたとおり、建設業組合等への派遣要請とか協力要請はなかったのかということですが、インフルエンザが発生しますと、県の消毒ポイントも6か所設けておりますので、そちらのほうに建設業組合が行っておりまして、市内の建設業組合のほうにも打診しましたが、なかなか難しいということで、本市におきましてはシルバー人材センター、それと市民組合をお願いをして職員の負担軽減に努めたところでございます。

やはり、問題点でございますが、24時間勤務となりますと業務を行ってからの消毒ということもございましたので、そのような長時間勤務に対しましては、夜間勤務をした場合には必ず休憩を取るように、次の日ですね、にしたところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 今、消毒は説明あって大体

分かったんで、問題点の部分で、例えば、バルク車ですよ、一般車両も今回やったのかな。一般車両をやったのであれば、その点の部分で、車の所有者ですよ。その点との問題点なかったのかという部分が抜けてたんで、それだけちょっと確認させて。

○農林課長（森 秀和） 今回、協議会で、対策協議会で任意で消毒ポイントを設けておりますので、関係車両ということで飼料運搬車、それと畜産農家等の消毒を実施しております。

以上でございます。

○議長（堀内貴志） いいですか。

ほかに質問、質疑はありませんか。

○持留良一議員 3報告について、お願いしたいと思います。

一つは、報告3号ですね。先ほど、最終的にこの特別交付税を活用して、結果として一般会計から繰入れを行ったということで、経営の健全化のために、それが功を奏するということがあったんですけども、我々言葉としては、なるほどということでは分かるんですけども、具体的に、今まで大変厳しい状況があつて、返済等から利用者の減というのがあつて、大きな老健施設の問題点があつたと、経営上ですね、あつたというふうに理解しているんですけど、その中で、経営健全化のためというようなことを言われたんですけども、具体的に、実際どんな形でそれが健全化のためになるのかということの一つをお聞きしたいと思います。

それとあと、報告第4号、国保税のこの問題についてお聞きをしたいと思う……。

先ほど前田議員のほうから聞かれましたけども、1、課税限度額の引上げについての影響がどんな形で市民の生活に起きてくるのかということと、2番目は、5割及び2割の減額対象になる世帯の金額等の引上げについてということで、これで幅が広がって、上限が広がったということで、救済される人たちが、私の理解では

増えていくのかなというふうに思いますが、その辺りで本市への影響ということと、この引き上げの理由についてお聞きをしたいと思います。

それと報告第6号、これについて、ちょっと、この前説明もあつたんですけども、まず1点目は、これ自体が、低所得者世帯支援枠の国の臨時交付金の中身だと思んですが、本市の場合はそれを活用して5万円の給付金という形、枠を拡大してきていると思うんですが、その中で、うちの場合、本市の場合、低所得者の子育て世帯に対する世帯生活支援特別給付金の支給という中身になっていたと思うんですが、前と一緒だというふうに思います。中身としては、非常に、金額も独自に3万円、基本的には3万円だったと思うんですが、その枠を超えて支給するというふうに思うんですが、そういう中で、この国の制度としては、低所得者世帯支援枠の中での運用だったと思うんですが、なぜ本市がこんな形でしたのか再度確認をしたいと思いますというのと、そういう中で、今回これがまず専決ということであったんですが、国への、自治体が今後の運用の実施計画について第1回締切りが5月29日だというふうにお聞きしているんですけども、その後の本市の物価高騰対策の支援策、メニューがいっぱいあると思うんですが、このメニューについて具体的に今後進めていく考え方があるのかということです。

あと、この低所得者世帯の支援枠についてということで、さっき言ったとおり、本市は子育て世帯との関係があつたんですが、この1人当たりの単価、5万円ですね、5万円の単価はどのような形で決められたのか、再度確認したいんですけど、どのように決められたのかということと、そういう世帯の中でも各世帯の人数や収入、所得によって給付額に差を設けることは可能だったのかどうか、一律5万円ですよ、それが世帯の構成等によって給付に差を設けることは可能だったのか、この点についてお

聞きをしたいと思います。

以上。

○保健課長（永田正一） 持留議員の質問にお答えいたします。

起債を発行するという事は、負担の平準化を図る面で有効に作用するとは思われるんですけども、運営面の資金不足に対しまして起債を充てるという事は、利用料の増加が見込めない中で、後年の負担を増やすだけであるということで、今回、財政課と協議をしまして、一般会計からの不足見込額分を繰入れするという方針としたものでございます。

以上です。

○市民課長（岡山洋恵） 国保税の限度額の引き上げの理由についてでございますが、国保保険料の限度額につきましては、これまで被用者保険のルールとのバランスを考慮しまして、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げております。

令和5年度においては、限度額の超過世帯割合が引き上げ前において既に1.5%台に到達しているところ、後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加しており、基礎賦課分、後期高齢者支援金賦課分、介護納付金賦課分のばらつきが拡大しているため、令和4年度と同じ割合の世帯が5年度にも賦課限度額に該当するよう、後期高齢者支援金分の賦課限度額を2万円引き上げるものです。

この改正につきましては、厚労省が、諮問機関であります社会保障審査会医療保険部会に提案し承認され、令和5年2月に閣議決定したところでございまして、これを受けまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことから、条例の一部改正を専決で行ったところです。

限度額引き上げによる影響でございますが、先ほど前田議員の質問にお答えしたとおりでござ

いますが、先ほど増額となる世帯数は16世帯と申し上げましたが、そのうち13世帯が限度額22万円を超過する世帯となっており、3世帯が20万円から22万円の間の世帯となります。

一方で、軽減基準の引上げですが、昨今の経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し、中間所得層の被保険者の軽減基準を引き上げ、負担軽減に配慮したものとなっております。

軽減基準の引上げによる影響ですが、先ほどと同じく令和4年度の賦課算定時での試算でお答えいたしますと、2割軽減の基準額が引き上げられたことにより、これまで軽減対象外であった世帯の中で、新たに2割軽減となる世帯数は12世帯で、影響額は10万2,000円になります。

次に、5割軽減の基準額が引き上げられたことにより、これまで2割軽減世帯であった中で、新たに5割軽減となる世帯数は9世帯で、影響額は40万8,000円になります。

垂水市の国保世帯2,476世帯のうち、約0.85%の世帯が今回の改正の対象となります。合計で51万円が税収減となりますが、国保税の軽減相当額は、保険基盤安定制度により全額公費から補填されますので、今回の条例改正による国保財政への影響はございません。

以上です。

○福祉課長（森永公洋） 今回は可能な限り速やかに、5月末までに特別給付金を支給するようにと国のほうから指示がありましたので、国から示されているものだけを今回専決させていただきました。金額については、国の示されたとおりに行っております。

以上です。

○持留良一議員 国が、今回、実施計画を提出を第1回目締め切ったのが5月29日になるということですよ。その中では、ほかにもいっぱいメニューがあったわけですよ、物価高騰対策に、その福祉課に限らず、ほかの関係で物価高騰対策というのは様々あって、その計画に向

けて第1回目の提出がまず最初5月29日あって、それ以降、次の第2回目の締め切りがあるはずなんですけども、この物価高騰対策というのはこれだけじゃないはずでしょうと、ほかのメニューもあって、それを取り組むんでしようということで、その計画についてどのように議論されているのか、まだそこは議論されていないのか、そのことについてお聞きをしたかったです。そのことについて再度確認をしたいというふうに思います。

それと、うちの場合は、先ほど言いましたとおり、今回の補正予算の中身は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金という形になっていますよね。これは、国の低所得者の世帯の支援枠、この中身を本市独自に特別に変えて、給付金額も3万から5万という形にして、枠のほうも、この前説明があったとおり、こういう形でされたというふうに理解しますけども、その理解でいいのかということの確認です。

それと、そういう中であっても、私はこの間ずっと子育て世帯に関する支援が多かったと思うんですが、そのほかにも高齢者の問題とか障害者の問題とか含めてあったのではないかと、支援対策が、当然あってしかるべきだったと思うんですが、そのあたりの検討というのは今回はされなかったのか、それとも今後の、先ほど言いましたとおり、第2回目の今後の計画の中に盛り込まれる考えがあるのかどうなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○財政課長（園田 保） 今、持留委員がおっしゃられた特別給付金の、交付金の話ですけど、これは子育て世帯の、非課税世帯向けのこれとは全く別な話になります。これは独自の国の制度に基づいて5月末までに支給しなさいという、できる限り支給してくださいということで専決をさせていただきました。

また、これのほかにも非課税世帯向けという

のもいろいろ今検討しているところがございます、今後また6月の補正等に向けて今調整しているところがございます。

以上でございます。

○**持留良一議員** 独自のということは、給付金額は国の、どこからそれが利用されるか、それとも独自の資金でやるという中身か、そうじゃないですよね。国の地方創生交付金のこの中身でやっていくという形だと思うんですが、そのもとの本体のいわゆるメニューは何なのか、それで、それが本市の、独自のスタイルで今回も5万円と、給付金額があると、そのほかにもその以外の世帯にもやりますよということになっているんですが、そもそのそこのところはどうなっているんですかということをお聞きしているんですけど。

○**財政課長(園田 保)** 先ほど、最初で説明いたしましたとおり、国の子育て世帯、この特別給付金ですね、これの支給要領が5年4月10日付で国から発出されておりますので、この制度に基づいた支援という形になりますので、市の単独でということではないというふうに考えてください。

以上です。

○**議長(堀内貴志)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○**議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

報告第2号から報告第6号までの報告5件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長(堀内貴志)** 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第6号までの報告5件は、いずれも承認することに決定いたしました。

△議案第32号上程

○**議長(堀内貴志)** 日程第14、議案第32号垂水市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○**市長(尾脇雅弥)** 議案第32号の垂水市固定資産評価員の選任についての御説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任をし、新たに垂水市固定資産評価員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の福島哲朗でございます。住所は、垂水市田神1730番地1、生年月日は、昭和39年10月10日でございます。御同意をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○**議長(堀内貴志)** ここで、暫時休憩します。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集をお願いします。

午後0時16分休憩

午後0時22分開議

○**議長(堀内貴志)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○**議長(堀内貴志)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長(堀内貴志)** 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

先ほど議題としました議案に対し、これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、同意することに決定いたしました。

△議案第33号上程

○議長（堀内貴志） 日程第15、議案第33号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている池田みすず議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔池田みすず議員退席〕

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第33号の垂水市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

議会選任の監査委員でありました川畑三郎議員が、令和5年4月29日をもって任期満了となりましたことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

選任しようとする方は、池田みすず議員でございます。住所は、垂水市新城2435番地の1、生年月日は、昭和49年2月18日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によるとなっておりますので、令和9年

4月29日までとなります。御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

池田みすず議員の着席を求めます。

〔池田みすず議員着席〕

○議長（堀内貴志） これで、本臨時会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

△閉会

○議長（堀内貴志） これをもちまして、令和5年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長
(臨時議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員